

令和8年9月会議

一般質問 参考資料

東芝 弘明 議員

2006年 障害者自立支援法施行

障害者自立支援法は、2005年に成立し、2006年（平成18年）に全面施行された。この法律によって、障害福祉サービスの利用者負担は、それまでの所得に応じた負担（応能負担）から、利用したサービス量に応じて費用の一部を負担する原則1割の定率負担（応益負担）へと変更された。

当事者による反対運動と違憲訴訟（2006年～）

障害者自立支援法で導入された「原則1割負担（応益負担）」は、利用すればするほど負担が増えるため、サービスの利用控えや事業所の運営悪化を招き、全国で違憲訴訟が起こるなどの強い反発が生じました。

基本合意と法改正（2010年～）

国と原告団の間で基本合意が結ばれ、自立支援法の廃止と新法の建設が約束されました。段階的に応能負担（所得に応じた負担上限）への修正が行われました。

2013年 障害者総合支援法に移行

負担体系の変更

利用量に応じた1割負担ではなく、世帯所得に応じた月額上限額を設定する応能負担が定着した（低所得世帯は実質無料など）。

対象の拡大

それまでの身体・知的・精神の3障害に加え、難病等（指定難病など）も福祉サービスの対象に含まれるようになった。

基本理念の明記

障害の有無にかかわらず、地域で共に暮らす社会（共生社会）の実現や、意思決定支援の配慮などが基本理念として組み込まれた。

障害者総合支援法は多岐にわたる

この制度の中に 地域生活支援事業があり、
地域生活支援事業の必須事業の一つとして
日常生活用具給付事業がある

4 地域生活支援事業

障害のある人が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町村を中心として以下の事業が実施されます。

市町村及び都道府県は、地域で生活する障害のある人のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な事業形態での実施が可能となるよう、自治体の創意工夫により事業の詳細を決定し、効率的・効果的な取り組みを行います。

なお、対象者、利用料など事業内容の詳細については、最寄りの市町村又は都道府県窓口にお尋ねください。

市町村事業

内 容	
理解促進研修・啓発	障害者に対する理解を深めるための研修や啓発事業を行います。
自発的活動支援	障害者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。
相談支援	●相談支援 障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等の支援を行うとともに、虐待の防止や権利擁護のために必要な援助を行います。また、(自立支援)協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。 ●基幹相談支援センター等の機能強化 地域における相談支援の中核的役割を担う機関として、総合的な相談業務の実施や地域の相談体制の強化の取り組み等を行います。
成年後見制度利用支援	補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である人を対象に、費用を助成します。
成年後見制度法人後見支援	市民後見人を活用した法人後見を支援するための研修等を行います。
意思疎通支援	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う者の派遣などを行います。
日常生活用具給付等	障害のある人等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付又は貸与を行います。
手話奉仕員養成研修	手話で意思疎通支援を行う者を養成します。
移動支援	屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター	障害のある人が遠い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。
その他（任意事業）	市町村の判断により、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行います。 たとえば、福祉ホームの運営、訪問入浴サービス、日中一時支援があります。

（全国社会福祉協議会のパンフ「障害福祉サービスの利用について」より）

市町村地域生活支援事業

国庫補助率 50/100以内

（負担割合 国50% 都道府県 25% 市町村 25%）

障害者総合支援事業の障害者福祉サービスには 月額負担に対する上限額が設定されている

所得区分	世帯の課税状況等	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市区町村民税非課税世帯	0円
一般 1	市区町村民税課税世帯（所得割16万円未満）※	9,300円
一般 2	上記以外の市区町村民税課税世帯	37,200円

日常生活用具給付事業は、 購入費が基準額を超えると全額自己負担に

種目	基準額
ストーマ装具(尿路系)	11,639円/月
ストーマ装具(消化器系)	8,858円/月



**超過分は
全額自己負担**

(かつらぎ町障害者等日常生活用具給付等事業実施要綱より作成)

障害者福祉サービスには、自己負担に対し上限額が設定されているが、日常生活用具給付事業には、負担の上限額は設定されていない。

基準額までなら自己負担は1割だが、装具の購入が基準額を超えると超えた分は全額自己負担となる。

1割負担をなしにしている自治体（田辺市、日高川町、印南町）
国基準を超えて給付額を決めている自治体がある。

日常生活用具給付事業（ストーマ装具）の基準額

区分	種目	要件	性能等	基準額	耐用年数
排泄管理支援用具	ストーマ装具（尿路系）	ぼうこう機能障害のあるストーマ造設者	皮膚の保護・排泄物の漏れ防止・皮膚への装具密着等のために使用するもの	11,639円/月	—
	ストーマ装具（消化器系）	直腸機能障害のあるストーマ造設者	皮膚の保護・排泄物の漏れ防止・皮膚への装具密着等のために使用するもの	8,858円/月	—

(かつらぎ町障害者等日常生活用具給付等事業実施要綱より作成)

日常生活用具給付事業（ストーマ装具）の給付実績

	基準額（月）	令和5年度	令和6年度	令和7年度
給付件数合計		76件	73件	73件
〔内訳〕 消化器系		54件	53件	54件
〔内訳〕 尿路系		22件	20件	19件
給付額合計		3,905,563円	3,919,430円	3,912,983円
〔内訳〕 消化器系	8,858	2,558,002円	2,571,631円	2,658,253円
〔内訳〕 尿路系	11,639	1,347,561円	1,347,799円	1,254,730円

(福祉介護課提出の資料から作成)

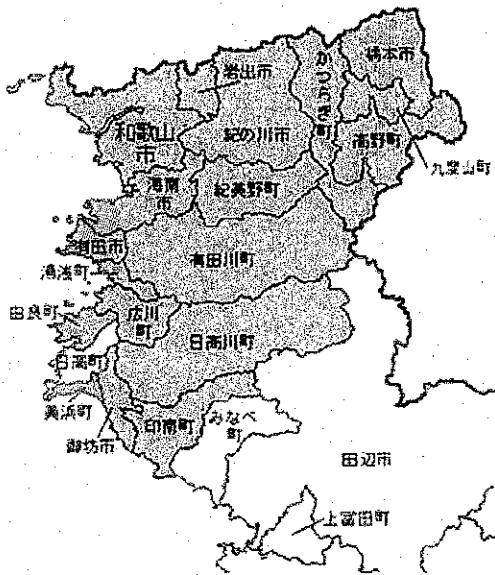
国が定めている基準額は2006年のまま
自治体が独自に給付額を引き上げることは可能。
むしろ制度設計は柔軟性を求めている。
ただし、基準額を上回る給付を行うと、
自治体単独の負担が必要になる。

本県の発生確認状況と対応

- 平成29年7月、かつらぎ町の道路において成虫(雄1匹)が捕獲されたことから、早期発見を広く呼びかけるとともに、地域の関係機関が共同してモニタリング調査を行うなど警戒を続けています。
- 令和元年11月、かつらぎ町のもも生産園地において、クビアカツヤカミキリのフラスが発見されました。紀北地域で被害が拡大しています。(令和3年7月、和歌山市で県内で初めてさくらでの被害を確認)
- 被害発生状況(令和8年6月末時点)
農地(もも、すもも、うめ)では7市7町、2,034園地、11,045樹、農地以外(さくら等)では6市9町、510地点、1,505樹で被害を確認(被害箇所数や被害樹数については、当初からの累計ですので、すでに伐採された本数も含まれています)

注:被害本数については概数調査によるものであり、参考程度にご活用ください。

市町村名	農地 (もも、すもも、うめ)	農地以外 (さくら等)
和歌山市	72	107
海南市	5	2
紀美野町	-	1
岩出市	130	63
紀の川市	1570	31
橋本市	2,135	993
かつらぎ町	6,309	118
九度山町	29	1
高野町	-	1
有田市	32	-
湯浅町	17	11
青田川町	-	11
広川町	6	-
御坊市	353	85
田辺市	12	15
日高川町	369	27
美浜町	-	39
串本町	6	-
合計	11,045	1,505
総合計	12,550	



(和歌山県のホームページより)

抽出

令和8年6月末現在累積被害本数 (単位: 本)

	農地	農地以外
かつらぎ町	6,309	118
全体に占める割合 (%)	57.1%	7.8%
和歌山県の合計	11,045	1,505

事務連絡
令和8年7月22日

公益財団法人中央果実協会
指導部長 殿

農林水産省農産局果樹・茶グループ
課長補佐（果樹産地構造転換班）

クビアカツヤカミキリ被害樹の改植時の果樹経営支援対策事業の取扱いについて

このことについて、取扱いについて改めて下記のとおり整理しましたので、お知らせします。つきましては、各都道府県協会へ周知いただきますようお願いいたします。

記

1. クビアカツヤカミキリの被害樹の改植について

クビアカツヤカミキリの被害樹の改植については、同一品種の改植が可能（公益財団法人中央果実協会業務方法書（以下「業務方法書」という。）第18条（1）のキ及び公益財団法人中央果実協会業務方法書実施細則（以下「実施細則」という。）別表1の1の（1）の（カ））。

また、面積要件はなく、1本単位の改植が可能（業務方法書第23条（3））。

2. 他事業を活用し伐採した場合について

クビアカツヤカミキリの被害樹を他事業により伐採・伐根した場合の植栽は改植とみなす（業務方法書第18条（1）のア）。

また、この場合、伐採・伐根等に要した経費については、補助対象とせず、補助率については新植に係るものを適用する（実施細則別表1の1の（1）のアの（ケ））。

3. 園地の要件について

事業が実施される地域は、産地計画が策定されている地域又は事業実施年度中に産地計画を策定することが確実と見込まれる地域であること。また、対象園地は、地域計画の区域内であって、目標地図に位置付けられている者又は位置付けられることが確実と見込まれる者が将来にわたって営農を行うことが確実な園地であること（持続的生産強化対策事業実施要領別紙3果樹農業生産力増強総合対策Ⅰ第1（4））。

なお、果樹経営支援対策事業の整備事業の対象園地は、原則として、農業振興地域内の農用地区域及び生産緑地法第3条に基づく生産緑地地区に位置している必要があるが、クビアカツヤカミキリの被害樹の改植を行う園地は本要件は該当しない（業務方法書第22条（1））。

令和5年12月26日 制定

令和6年 6月 7日 変更

令和8年 7月22日 変更

(一社)和歌山県青果物基金協会

クビアカツヤカミキリ被害樹の改植時の果樹経営支援対策事業の取扱いについて

このことについて、「クビアカツヤカミキリ被害樹の改植時の果樹経営支援対策事業の取扱いについて」(令和8年7月22日付け農林水産省農産局果樹・茶グループ課長補佐(果樹産地構造転換班)事務連絡)に基づき、(公財)中央果実協会と再整理したので、説明します。

1 同一品種への改植について

クビアカツヤカミキリの被害樹の改植については、同一品種(ただし、産地計画において今後振興すべきと定められている又は今後定められることが確実と見込まれる品種に限る)の改植が可能となります

[中央果実協会業務方法書(以下「業務方法書」という。)第18条(1)のキ及び中央果実協会業務方法書実施細則(以下「実施細則」という。)別表1の1の(1)の(カ)]

2 面積要件

クビアカツヤカミキリの被害樹の改植については、面積要件はなく、1本単位の改植が可能となります[業務方法書第23条(3)]

また、未収益期間支援事業についても、1本単位の支援が可能となります

3 他事業を活用し伐採した場合について

クビアカツヤカミキリの被害樹を他事業により伐採・伐根した場合の植栽は、改植とみなします[業務方法書第18条(1)のア]

ただし、この場合、伐採・伐根は既に他事業で実施していることから、果樹経営支援対策事業の補助対象経費にはならないので、補助率については新植に係るものを適用します

[実施細則別表1の1の(1)のアの(ケ)]

また、事業申請は、園地確認後となります

4 補助率

改植	定額 (17 万円/10a)
<u>他事業を活用し伐採・抜根した場合の改植</u>	<u>定額 (15 万円/10a)</u>
未収益期間支援	定額 (22 万円/10a)

5 事業着手

補助金の交付決定通知前に、事業に着手（被害樹の伐採等）することはできません

6 申請期限

各産地協議会から県協会への事業申請は、随時受付とします

ただし、県協会から（公財）中央果実協会への申請期限は「原則として、被害が発生した年の翌年の12月末まで」となりますので、十分な時間的余裕を持って申請してください

7 申請要件

(1) 申請書類

申請には、通常の事業申請書類（環境負荷低減の取組チェックシートを含む）に加え、以下の書類が必要となります

- ア 市町村や県振興局普及部署による被害証明書
- イ 被害の発生状況及び被害対策の実施状況等が確認できる資料
- ウ 改植実施箇所がわかる図面・写真等
- エ 改植面積の算出根拠資料

（留意点）1本単位の改植等においては、植栽密度をもとに改植面積を算定する場合があります

例）果樹が均等に植栽されている園地における1本単位の改植面積
=園地全体の面積÷園地全体の植栽樹数

(2) 園地要件について

事業が実施される地域は、産地計画が策定されている地域又は事業実施年度中に産地計画を策定することが確実と見込まれる地域であること。また、対象園地は、地域計画の区域内であって、目標地図に位置付けられている者

— 中略 —

(3) 果樹共済又は収入保険への加入要件について

クビアカツヤカミキリの被害樹の改植に係る申請においては、果樹共済又は収入保険への加入が要件となります

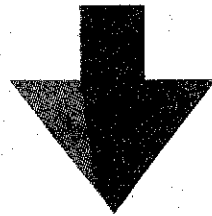
また、申請時点において未加入の場合は、加入確約書の提出及び速やかな加入が必要となります

クビアカツヤカミキリ対策

伐採と抜根 3万円の補助

改植（同じ種類可） 10aあたり15万円
（1本ごとに補助が可能）

未収益期間支援 10aあたり22万円



この3つをセットで実施可能
ただし園地として耕作を継続することが条件

町職員（会計年度任用職員でもいいと思われる）を複数増員して被害状況の全体を把握、農家や土地所有者に対して懸命に働きかけることが必要

桜の木対策については、森林環境譲与税の活用が可能